一項第三号に掲げる取引を行う際に当該顧客又は代表者等の本人確認（ワに規定する方法によるものを除く。）を行い、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存していることを確認する方法（この方法を用いようとする金融機関等と当該クレジットカード等を交付し、又は付与した者が、あらかじめ、この方法を用いることについて合意をしている場合に限る。）

二　［略］

三　法人である顧客　次に掲げる方法のいずれか

イ　［略］

ロ　当該法人の代表者等から当該顧客の名称及び主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第三条第二項に規定する指定法人から登記情報（同法第二条第一項に規定する登記情報をいう。以下同じ。）の送信を受ける方法（当該法人の代表者等（当該顧客を代表する権限を有する役員として登記されていない法人の代表者等に限る。）と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該顧客の主たる事務所、支店（会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百三十三条第三項の規定により支店とみなされるものを含む。）又は日本に営業所を設けていない外国会社（同法第二条第二号に規定する外国会社をいう。）の日本における代表者の住所又は居所（以下この条において「主たる事務所等」という。）に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法）

ハ　当該法人の代表者等から当該顧客の名称及び主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十九条第四項の規定により公表されている当該顧客の名称及び主たる事務所の所在地（以下「公表事項」という。）を確認する方法（当該法人の代表者等と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該顧客の主たる事務所等に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法）

ニ　当該法人の代表者等から本人確認書類のうち別表第三号若しくは第四号に定めるもの又はその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載されている顧客の主たる事務所等に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ホ　当該法人の代表者等から、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた取引又は行為に関する情報の送信を受ける方法

ヘ　第一号ワ又はカに掲げる方法

止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項第三号に掲げる取引を行う際に当該顧客又は代表者等の本人確認（ヌに規定する方法によるものを除く。）を行い、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存していることを確認する方法（この方法を用いようとする金融機関等と当該クレジットカード等を交付し、又は付与した者が、あらかじめ、この方法を用いることについて合意をしている場合に限る。）

二　［同上］

三　［同上］

イ　［同上］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

ロ　当該法人の代表者等から本人確認書類のうち別表第三号若しくは第四号に定めるもの又はその写しの送付を受けて当該本人確認書類又はその写し（銀行等が作成した写しを含む。）を第八条の三第一項第二号に掲げる方法により本人確認記録に添付するとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載されている顧客の主たる事務所、支店（会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百三十三条第三項の規定により支店とみなされるものを含む。）又は日本に営業所を設けていない外国会社（同法第二条第二号に規定する外国会社をいう。）の日本における代表者の住所又は居所（以下この条において「主たる事務所等」という。）に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ハ　［同上］

ニ　第一号ヌ又はルに掲げる方法